

越 監 公 表 第 3 号

地方自治法第199条第14項の規定により、市長から令和4年（2022年）3月28日付け越監第238号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年5月31日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 利根川 敏 彦

越谷市監査委員 小 林 豊代子

越谷市監査委員 細 川 威

監査の結果に係る措置について

保健医療部

【指摘事項】

<収入事務>

(1) 調定事務において、行政財産使用料の計算に誤りのあるものがあつた。

行政財産の使用に係る使用料については、越谷市行政財産の使用料に関する条例により、使用区分ごとに使用料の額が規定されている。

当該使用料の徴収金額を確認したところ、使用料の算定額に誤りがあつたため過少に徴収していたものである。(地域医療課)

【措置等の内容】

本件については、行政財産使用料の調定事務において、使用料の計算方法に関する認識及び確認が不十分であったことから、共架電線については年額長さ1メートルにつき11円で計算すべきところを10円で計算し、また、長さ1メートル未満の端数があるときは、その端数の長さを1メートルとすべきところを切り捨てて計算したため、過少に徴収していました。

共架電線に係る使用料の単価については、越谷市道路占用料徴収条例の改正により平成30年4月1日から現行の額となっていることから、平成30年度まで遡及し、該当する事業者の説明の上、不足分について調定を行い、令和4年4月5日に納入されたことを確認しました。

今後は、行政財産使用料の調定事務において確認を十分に行うとともに、越谷市行政財産の使用料に関する条例及び越谷市道路占用料徴収条例等について職員に周知徹底を図り、適正な事務処理を行っていきます。

監査の結果に係る措置について

保健医療部

【指摘事項】

<支出事務>

(2) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 直行直帰の旅行において、在勤地から目的地までの旅費額を限度としていなかったため過支給となっていたもの。(生活衛生課)
- ② 経路の選択を誤っていたため支給金額に不足が生じていたもの。(生活衛生課)
- ③ 定期券保有区間分の減額調整の方法を誤っていたため支給金額に不足が生じていたもの。(国保年金課・生活衛生課)

【措置等の内容】

本件については、いずれも旅費の請求・承認手続きに関しての認識が不十分であったことから支給金額に過支給又は不足が生じたものであり、当該過不足分については、正当額への修正手続きを行い、令和4年3月に精算を完了しました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例に基づいて取り扱うべき経路や方法等の確認の徹底を図り、適正な事務処理を行っていきます。

監査の結果に係る措置について

保健医療部

【指摘事項】
<支出事務> (3) 会計年度任用職員報酬等の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあつた。 会計年度任用職員への報酬等の支給状況を確認したところ、超過勤務時間数を誤って集計したため支給金額に不足が生じていたものである。(こころの健康支援室)
【措置等の内容】
本件については、会計年度任用職員報酬等の支出事務において、超過勤務等命令簿の確認が不十分であったことから、庶務事務システムの実績入力時に超過勤務時間数の一部を減算して入力したため、支給金額に不足が生じていました。 当該不足分については、正当額への修正手続を行い、令和4年1月に精算を完了しました。 今後は、会計年度任用職員報酬等の支出事務について再確認するとともに、管理職複数による確認作業や庶務事務システムの運用マニュアルの周知徹底を図り、適正な事務処理を行ってまいります。